

第42号議案

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年6月7日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

地方自治法及び地方自治法施行令等の改正に伴い関係条例を整理するため。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(愛南町監査委員条例の一部改正)

第1条 愛南町監査委員条例(平成16年愛南町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(愛南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 愛南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年愛南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項」を「第173条の4第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(愛南町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 愛南町病院事業の設置等に関する条例(平成16年愛南町条例第133号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(愛南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 愛南町水道事業の設置等に関する条例(平成16年愛南町条例第202号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
第1条の規定による改正(愛南町監査委員条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条及び第2条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から30日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から30日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>以下 略</p>

第2条の規定による改正(愛南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2第1項</u>及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)<u>第173条第1項</u>の規定に基づき、愛南町長等の愛南町に対する損害賠償責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (免責額)</p> <p>第2条 町長等(法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、愛南町に対し損害賠償責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額(令<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について責任を免れさせるものとする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2の7第1項</u>及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)<u>第173条の4第1項</u>の規定に基づき、愛南町長等の愛南町に対する損害賠償責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 (免責額)</p> <p>第2条 町長等(法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、愛南町に対し損害賠償責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額(令<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について責任を免れさせるものとする。 (1)～(4) 略</p>

第3条の規定による改正(愛南町病院事業の設置等に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第7条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第4項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とす</p>	<p>第1条～第7条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とす</p>

現 行	改 正 案
る。 以下 略	る。 以下 略

第4条の規定による改正(愛南町水道事業の設置等に関する条例)

現 行	改 正 案
第1条～第7条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第4項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について、議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠償責任 に係る賠償額が100万円以上である場合とす る。 以下 略	第1条～第7条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について、議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠償責任 に係る賠償額が100万円以上である場合とす る。 以下 略